

「令和 6 年度救急業務のあり方に関する 検討会報告書」の概要

総務省消防庁救急企画室

1 はじめに

令和 5 年中の救急自動車による救急出動件数は約764万件、搬送人員は約664万人で、救急出動件数、搬送人員ともに集計を開始した昭和38年以降、最多を記録しました。今後も、高齢化の進展等による救急需要の増大や、救急業務に対するニーズの多様化等により、救急隊の担う役割はより一層大きくなると考えられます。

このような中、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るかが近年の救急業務に係る主要な課題となっています。こうした課題に対応するため、「令和 6 年度救急業務のあり方に関する検討会」を開催し、①「マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開」、②「増加する救急需要への対策」の2つのテーマについて検討を行いました。今回は、令和 7 年 3 月にまとめられた検討会報告書の概要について紹介します。

2 各検討事項の概要

1. マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開に係る検討

現状の救急活動における傷病者の情報聴取は主に口頭にて行われていますが、医療機関選定に必要な既往歴や受診した医療機

関名などの情報を、症状に苦しむ傷病者本人から聴取せざるを得ないことも多く、傷病者本人が既往歴等を失念していることや、家族等の関係者が傷病者の情報を把握していないこともあり、救急隊が傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握するにあたり、課題となっています。

こうした状況を踏まえ、消防庁では、救急業務の円滑化を目的に、救急現場において救急隊員が傷病者の健康保険証利用登録済マイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（図 1、以下「マイナ救急」という。）について、その効果等を検証し、将来的な本格運用を見据えて課題等を整理してきたところです。

（1）主な検討内容

マイナ救急について、救急隊専用のシステムの構築を進めるとともに、67消防本部 660 隊の参画を得て実証事業を行い、救急活動の円滑化を図るための検討を行いました。

令和 6 年度の実証事業では、マイナ救急を実施した件数は 1 万件を超え、活用事例を通じてマイナ救急の有用性を確認しました。

ア 救急隊専用のシステムの構築

令和 5 年度に整理した「救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みの骨子」

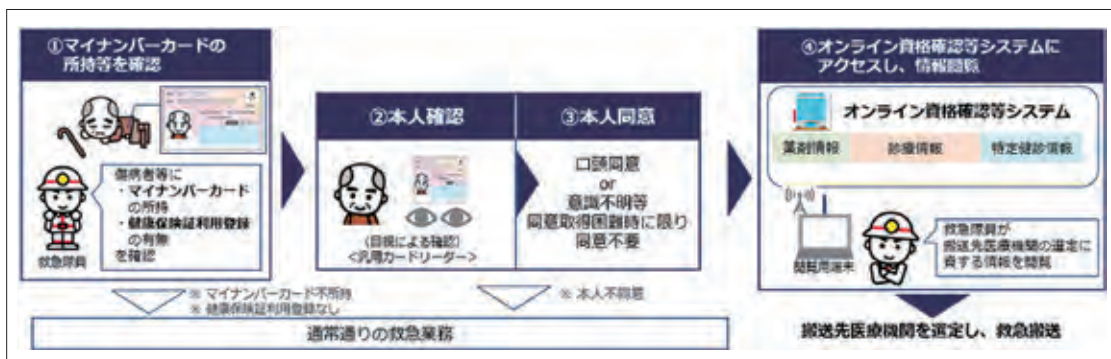


図1 活動イメージ

に基づき、救急隊員が利用することを念頭にユーザビリティや閲覧プロセスを改善した救急隊専用のシステムを令和7年3月末に構築しました。

イ 救急隊と医療機関で同じ画面の共有

救急隊と医療機関の申し送りなどの連携の効率化のため、マイナ救急で救急隊が閲覧する情報は、医療機関が閲覧する救急用サマリーとし、また、機能として情報全量を閲覧できる機能も具備しました。

ウ 通信の安定性

通信回線の安定性（安定して通信可能か）について、検証を行いました。令和7年度は、MNO回線による通信環境を設け、通信環境の改善を図ることとしました。

エ 国民への広報・周知

マイナ救急は傷病者のマイナ保険証が必須となります。マイナ救急の全国展開の推進にあたり、その効果を最大限に発揮できるよう、マイナ保険証の携行について、広く国民に対して広報活動を実施する必要があります。そのため、令和7年度の全国展開の推進に向けて、政府広報、ポスター、広報紙等により、国と自治体とで連携した

広報を実施しました（図2）。



図2 マイナ救急認知度向上ショートムービー

オ セキュリティ対策の策定

マイナ救急の実施にあたり、セキュリティ対策として、医療機関側のオンライン資格確認等システムと同様、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠することとし、令和5年度に行ったセキュリティアセスメントの結果を基に、消防本部向けのセキュリティガイドラインや安全対策規程例等を新たに策定しました。

（2）消防庁の今後の取組

令和7年度は、全国すべての720消防本部5,334隊においてマイナ救急を実施し、全国展開を図ります。また、マイナ救急の説明や活用事例の紹介、マイナ保険証の携行の呼びかけ等を、ショートムービー、政府広報、ポスター、広報紙等により、国と自治体とで連携した広報を実施するとともに

に、マイナ救急という全国的な基盤を活用して、さらなる機能強化や利便性向上に向けた検討を進めていきます。

2. 増加する救急需要への対策に関する検討

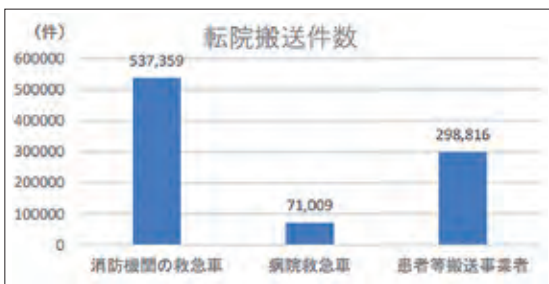
令和6年度は、救急自動車の適時・適切な利用の推進（「求める側」）、救急需要への適切な対応（「応じる側」）、そしてこれらを支える「基盤」に分けて整理し、検討を行いました。

（1）救急安心センター事業（＃7119）の活用

救急安心センター事業（以下「＃7119」という。）は、住民が急な病気やケガの際に、医師や看護師等の専門家が相談に応じる電話相談事業であり、住民が適時・適切な救急要請や医療機関受診を行う上で極めて有効な事業です。＃7119を実施する地域が増加してきたことを踏まえ、住民への安心・安全の提供や、事業の実効性・信頼性の担保の観点から＃7119として満たすべき要件を整理するとともに、事業効果の再検証、有効な広報策、事業の「質」の向上等について検討を行いました。

（2）転院搬送等での病院救急車や患者等搬送事業者の活用

転院搬送（傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案）について、救急車の適時・適切な利用の推進のため、消防機関で使用を終えた救急車を医療機関で病院救急車として活用することや、患者等搬送事業者の認知度向上策などについて検討し、消防庁と厚生労働省で地域に参考として示している転院搬送に関するガイドラインの内容充実等についてとりまとめました（図3）。



（消防機関の救急車は令和4年中、病院救急車は令和4年度厚生労働省調べ、患者等搬送事業者は令和4年度）

図3 消防機関の救急車、病院救急車、患者等搬送事業者における転院搬送件数

（3）医療との連携

在宅医療や高齢者施設等について、消防と医療がどのように連携できるか検討し、地域の実情に応じ、地域の在宅医療に関する協議の場に消防機関も積極的に参加することや、高齢者施設等と診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保している協力医療機関との間の連携体制の構築が進められていることを確認しました。

（4）日勤救急隊

日中の時間帯に特化して活動を行う日勤救急隊については、救急隊員の多様な働き方に資する観点のほか、日中に多い救急需要の対策になると考えられるため、消防本部における日勤救急隊の導入について、積極的な検討を促していくことが重要であるとされました。

（5）令和6年度の検討会を踏まえた取組

①＃7119について「事業導入・運営の手引き」及び「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」の内容を充実し改訂するとともに、＃7119の認知度向上を図るため、特に高齢者や介護施設等向けの広報物を作成し、これらの資料・媒体の活用等を依頼する「救急安心

センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組等について（通知）」（令和7年6月18日付け消防庁救急企画室長通知）を発出しました。

- ②「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和7年6月30日付け消防庁次長及び厚生労働省医政局長連名通知）を発出し、各地域での転院搬送に係る合意形成を促進しています。
- ③消防本部において認定している患者等搬送事業者の広報状況について把握するとともに、患者等搬送事業者を活用しやすい環境醸成に向けた取組の積極的な推進を依頼する「患者等搬送事業者の調査結果について」（令和7年6月30日付け消防庁救急企画室長通知）を発出しました。
- ④「日勤救急隊の導入検討について（通知）」（令和7年6月5日付け消防庁救急企画室長通知）を発出し、日勤救急隊を導入している消防本部の事例を紹介し、地域の実情に応じた日勤救急隊の導入検討を促進しています。

3. 救急業務に関するフォローアップ

（1）救急業務のDXの推進等に係る調査・検討について

高齢化の進展等による救急需要の増加により、近年、救急隊員の業務負荷が増加しており、救急業務の質の維持等の観点から、救急隊員の業務負荷軽減が求められています。そのような中で、救急業務におけるDX技術の導入は救急隊員の業務負荷軽減に資するものであることから、より一層、消防本部におけるDX推進を図ることを目的として、消防本部担当者向けの技術

カタログを作成しました。

（2）救急業務全般に係るフォローアップ

平成29年度から、全国の都道府県及び消防本部を対象として実施している訪問によるフォローアップ調査について、令和6年度は、12府県39消防本部に個別訪問調査を実施し、各地域における救急需要増加対策や労務負担軽減に向けた取組など、様々な課題に対する取組状況等について把握するとともに、各地域の課題への対応策について消防庁が助言等を行いサポートすることにより、全国的な救急業務のより一層のレベルアップを図ることができました。

3 おわりに

令和6年度の検討会においては、「マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開」、「増加する救急需要への対策」の主に2つのテーマについて検討が行われました。

本報告書が有効活用され、救急救命体制の充実・強化の一助となり、我が国の救命率の一層の向上につながることを期待しています。本報告書は、総務省消防庁ホームページに掲載しています。

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-151/02/houkokusyo.pdf)